

令和7年度中央区保育士等職員宿舍借上支援事業Q & A（令和7年4月1日現在）

No	事項	問	答
1	補助事業全般	補助対象期間はいつからいつまでか。	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。 ※令和8年度以降の実施は国や東京都の動向を踏まえるため未定。
2	補助事業全般	補助内容は何か。	対象経費：賃料、共益費（管理費）、更新料、礼金 ただし、更新料、礼金は事業者が負担している場合のみ補助対象。 ※敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料等は対象外。 補助率：7／8 ※法人1／8負担 補助基準額：宿舍1戸あたり月額82,000円の7／8（71,000円）が上限。 （1,000円未満切捨て）
3	補助事業全般	補助要件は何があるのか。	① 区内の認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所、 小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業所に勤務している。 ② 宿舍に入居している常勤の保育士、施設長、保育補助者、 調理員、看護師等である。（事務員及び経営に携わる法人の役員は除く。） ③ 事業者が借り上げた一般賃貸物件に入居している職員である。 ④ 補助対象職員が世帯主である。 ⑤ 事業者から住居手当等を支給されていない。 また、住居手当等を支給されている同居人がいない。 ⑥ 世帯が別の同居人がいない。 ⑦ 公共交通機関、徒歩及び自転車のみを利用して通勤している。 （自家用車は不可）
4	補助対象施設	法人が借り上げれば、全て補助対象となるのか。	① 全て補助対象となるわけではない。 ⇒No. 8, 12, 17参照 ② 【補助対象期間開始日】 ・ 補助対象職員の採用年月日、転入日、区内施設への配属日、 宿舍契約開始日のうち、一番遅い日から補助対象となる。 ・ 上記の一番遅い日が月途中である場合は、その翌月から補助対象。 【補助対象期間終了日】 ・ 補助対象職員の退職年月日、転出日、区内施設からの異動日、 宿舍解約日のうち、一番早い日までが補助対象となる。 ・ 上記の一番早い日が月途中である場合はその前月までが補助対象。 ⇒No. 20, 21参照 ※月途中の日付を補助対象開始日または終了日として、 当該月に係る補助対象経費を日割り計算して申請することはできない。 ※転居日は住民票の「住所を定めた日」で確認する。空室の場合は対象外。 ③ 法人及び職員・役員等が所有する物件を貸与している場合は対象外。
5	補助対象施設	施設は、1棟でも1戸でも補助対象となるか。	補助対象となる。 ただし、1棟の場合は、対象となる補助対象職員が入居している戸数のみが補助対象。

No	事項	問	答
6	補助対象施設	現在補助対象職員が個人で借りている施設を、補助対象施設とすることは可能か。	補助対象施設の補助要件は、法人が直接借り上げていることであることから、法人と貸主間の賃貸借契約に契約変更をすることで補助対象となる。 注1：法人と貸主間の賃貸借契約の開始日が宿舍契約日となる。 注2：法人と入居者間の入居契約書等も併せて必要となる。 ⇒No. 22参照
7	補助対象施設	宿舍は中央区内に所在するものでないと対象にならないか。	全ての地域が対象となる。
8	補助対象職員	法人が雇用する補助対象職員へ住居手当を支給している場合はどうなるのか。	補助対象職員本人へ住居手当を支給している場合は補助対象外となる。 なお、他の保育士等との調整をするため等を理由として、本事業の対象者に対して、給与や賞与等について、減算・減額等の措置をしないこと。
9	補助対象職員	補助対象職員の雇用年数制限はあるのか。	補助対象職員の雇用年数制限はない。
10	補助対象職員	保育士資格を有する職員であれば、非正規雇用職員（ただし法人と直接雇用契約を結んでいる者に限る）でも補助対象となるのか。	当該保育所の就労規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る）に達しているか、1つの施設で1日の勤務時間が6時間以上であり、かつ、勤務日数が月20日以上のは、要綱で定める「常勤保育士等職員」とみなし、補助対象となる。 ただし、保育士資格を有していても、事務員として雇用されている場合等は補助対象外。 ⇒No. 3参照
11	補助対象職員	区内の宿舍に居住している補助対象職員で、区外の保育施設等に勤務している者は補助対象となるか。	補助対象外である。
12	補助対象職員	区内の保育施設等に配属された補助対象職員で、派遣等で一定期間区外の保育施設等で常勤として勤務することになった場合の取扱いはどうするのか。	勤務実態が区外となる場合は、その時点で補助対象外となる。 ただし、月途中から区外施設へ派遣となった場合は、日割り計算を行わないことから、前月末日までが対象となる。 ⇒No. 23参照 その後、年度内に区内施設で再び勤務することになった場合は再度補助対象となる。 ⇒No. 22参照
13	補助対象職員	補助対象職員は、単身者に限るのか。	単身者であることを補助要件としない（世帯が同一であれば、家族等と同居も可）が、補助対象職員は「世帯主のみ」とする。 ⇒No. 17, 18参照
14	補助対象職員	補助要件に「補助対象職員が世帯主である」とあるが、世帯主の要件は何か。	住民票上の世帯主であること。
15	補助対象職員	令和7年度新規申請の場合で、令和6年度以前に法人が借り上げた宿舍に入居している補助対象職員は対象となるのか。	補助要件を満たせば、令和7年4月1日から補助対象となる。 ※平成24年度以前に事業者が借り上げた施設は対象外となるため注意すること。

No	事項	問	答
16	補助対象職員	令和7年4月1日付け採用の補助対象職員で、令和7年3月以前に入居した場合、入居月から補助の対象となるか。	採用日より前は対象とならない。 3月以前は補助対象職員でないため、3月以前の賃料等は補助対象にならない。 ただし、4月からの新規採用のために3月以前に賃貸借契約を締結した場合、その礼金を事業者が負担しており、本人に負担させていなければ、礼金のみ補助対象。 ⇒No. 28参照
17	補助対象職員	補助対象職員が世帯が別の者と同じ住居で暮らしている場合（例：シェアハウス）は、補助対象となるか。	補助対象外となる。 同居を解消するか、同居人と世帯を同一にした場合は、その他の補助要件を満たした時点から補助対象となる（月途中の場合は、日割り計算を行わないことから、翌月初日から対象となる）。 ⇒No. 3, 18, 22参照
18	補助対象職員	補助対象職員が世帯が同一の者と同じ住居で暮らしている場合（例：婚姻関係）は、補助対象となるか。	補助対象職員が世帯主であり、かつ、同居人が勤務先から住居手当等を支給されていなければ、補助対象となる。 なお、補助対象経費は全額計上可。 ※世帯全員及び続柄の記載がある住民票において、補助対象職員が世帯主になっている必要がある。
19	補助対象職員	補助対象職員がパートナーシップ協定を結んだ者と同居している場合、補助対象になるか。	パートナーシップ協定の場合でも、補助対象職員本人と同居人の世帯が同一であれば、その他の補助要件を全て満たした時点から補助対象となる。 ⇒No. 3, 17, 18参照
20	補助対象職員	補助対象職員が世帯が同一の者と別の住居で暮らしている場合（例：単身赴任）は、補助対象となるか。	同居の有無にかかわらず、職員本人が世帯主であれば補助対象となる。 「同居人」は「同じ住居で暮らしている者」を指すため、配偶者等が単身赴任をしている場合などは、単身者との取扱いになる。
21	補助対象職員	産休中、育休中、休職中の補助対象職員は対象となるのか。	勤務実績がない月があっても、雇用が継続されている限りは補助対象となる。 ※確認のため産休や育休、休職していることを証明する書類の提出を求める場合がある。
22	補助対象職員	月途中に入居等をした場合は対象となるか。	・補助対象職員の採用年月日、転入日、区内施設への配属日、宿舍契約日のうち一番遅い日から補助対象となる。 ・上記の一番遅い日が月途中である場合は、その翌月から補助対象となる。（日割り計算は行わないため注意すること。） 例1：令和7年4月1日採用職員の場合 採用日 令和7年4月1日 転入日 令和7年3月15日 区内施設への配属日 令和7年4月1日 宿舍契約日 令和7年3月1日 →この場合は採用日と区内施設への配属日が上記の日付の中で一番遅い日で、かつ月初日であるため、令和7年4月1日が補助対象期間開始日となる。 例2：中央区外施設から中央区内施設へ異動する職員の場合 採用日 令和3年9月1日 転入日 令和7年8月15日 区内施設への配属日 令和7年9月4日 宿舍契約日 令和7年8月10日 →この場合は区内施設への配属日が上記の日付の中で一番遅いため、令和7年9月4日が補助対象期間を算出するための基準日となる。 9月4日は月途中であり日割り計算は行わないため、基準日の翌月初日である令和7年10月1日が補助対象期間開始日となる。

No	事項	問	答												
23	補助対象職員	月途中に退去等をした場合は対象となるか。	・補助対象職員の退職年月日、転出日の前日、他施設への異動日、宿舎解約日のうち一番早い日までが補助対象となる。 ・上記の一番早い日が月途中である場合はその前月までが補助対象となる。（日割り計算は行わないため注意すること。） 例１：年度途中で退職する職員の場合 <table><tr><td>退職日</td><td>令和７年７月31日</td></tr><tr><td>転出日の前日</td><td>令和７年７月25日</td></tr><tr><td>宿舎解約日</td><td>令和７年７月31日</td></tr></table> →この場合は転出日の前日が上記の日付の中で一番早いため、令和７年７月25日が補助対象期間を算出するための基準日となる。 7月25日は月途中であり日割り計算は行わないため、基準日の前月末日である令和７年６月30日が補助対象期間終了日となる。 例２：中央区内施設から中央区外施設へ異動する職員の場合 <table><tr><td>転出日の前日</td><td>令和７年10月15日</td></tr><tr><td>区外施設への異動日</td><td>令和７年10月16日</td></tr><tr><td>宿舎解約日</td><td>令和７年10月20日</td></tr></table> →この場合は転出日の前日が上記の日付の中で一番早いため、令和７年10月15日が補助対象期間を算出するための基準日となる。 10月15日は月途中であり日割り計算は行わないため、基準日の前月末日である令和７年９月30日が補助対象期間終了日となる。	退職日	令和７年７月31日	転出日の前日	令和７年７月25日	宿舎解約日	令和７年７月31日	転出日の前日	令和７年10月15日	区外施設への異動日	令和７年10月16日	宿舎解約日	令和７年10月20日
退職日	令和７年７月31日														
転出日の前日	令和７年７月25日														
宿舎解約日	令和７年７月31日														
転出日の前日	令和７年10月15日														
区外施設への異動日	令和７年10月16日														
宿舎解約日	令和７年10月20日														
24	補助対象職員	同一法人内の異動は補助対象となるのか。	異動先が区内の保育施設の場合は補助対象となる。 区外の保育施設に異動した者は補助対象外となるが、同年度中に区内の保育施設に再び配置された場合は、再度補助対象となる。												
25	補助金申請関係	申請は法人単位か保育施設単位か。	申請者は法人だが、申請は保育施設単位となる。 そのため、同一法人で複数の保育施設を経営している場合は、保育施設ごとに分けて書類を提出する必要がある。												
26	補助金申請関係	令和7年4月から入居する場合、賃料の支払いは、通常3月中に支払われることになるが、補助対象となるのか。	令和7年度分の経費であれば補助対象となる。 したがって、3月以前に支払いを行った場合でも、4月分の賃料であれば補助対象となる。												
27	補助金申請関係	過去に支払った賃料等は対象となるのか。	前年度以前分として支払った賃料等経費については、今年度分として申請・請求することはできない。												
28	補助金申請関係	礼金はどのような場合に補助対象となるか。	① 既に採用している職員の場合 ⇒令和7年度内に事業者が宿舎を借り上げた際に負担した礼金が対象になる。 ② 令和7年4月1日付新規採用職員の場合 ⇒令和6年度以前に宿舎を借り上げた場合も、事業者が礼金を負担していれば補助対象となる。												
29	補助金申請関係	更新料はどのような場合に補助対象となるか。	令和7年度内に契約更新をしており、かつ、事業者が更新料を負担していれば補助対象となる。												
30	補助金申請関係	補助基準額（82,000円）を超えた場合はどうなるのか。	補助基準額（82,000円）を超えた部分は法人または補助対象職員の負担となる。												

No	事項	問	答
31	補助金申請関係	「本人負担額」とは、どの補助対象経費に係るものか。	「本人負担額」とは、補助対象経費である賃借料、共益費、礼金、更新料に係るものである。ただし、更新料及び礼金は、事業者が負担している場合のみ補助対象となるため、更新料及び礼金を補助対象職員に全額負担させている場合は、補助対象経費には計上せず、「本人負担額」にも計上しない。 ※町会費、鍵交換費用、保証料等は補助対象経費ではないため、補助対象職員に負担させている場合でも「本人負担額」には計上しない。
32	補助金申請関係	「補助対象施設になった日」とは何か。	以下の条件を初めて満たした年月日を指す。 ① 中央区内の保育所に勤務している ② 本人がその宿舎に住んでいる ③ 法人名義でその宿舎を借り上げている 注1：中央区内の同系列園間での異動となった場合、「補助対象施設になった日」は引き継がれるため注意すること。 区外園への異動、法人の変更、転居等の場合は引き継がれない。 注2：令和5年度以降は日割り計算を行わないため、補助対象となる要件を充足した日が月途中となる場合は、翌月1日の日付が「補助対象施設になった日」となる。
33	補助金申請関係	提出書類として住民票があるが、要件は何か。	住民票の要件は以下のとおりである。 ① 世帯全員の記載があること。 ② 世帯主との続柄の記載があること。（世帯主以外は補助対象外） ③ 住所欄に補助対象施設の所在地と同一のものが記載されていること。 ※補助対象期間終了日の翌日以降に発行されたものが必要である。 ※個人情報保護の観点から世帯全員ではなく、本人(世帯主)のみの記載でも可とする。
34	補助金申請関係	住民票の写しは、住民票の除票で代用可能か。	原則、除票で代用することはできない。 ただし、年度途中で転居した場合は、転居先の住民票または前住所の除票で代用可能とする。
35	補助金申請関係	転居、退職、異動により年度途中で補助対象期間が終了する場合はどのような書類が必要か。	以下の書類が必要となる。 ① 転居し、そのまま補助を終了した場合 ⇒物件解約に係る書類（物件解約日がわかるもの）及び【補助対象期間終了後】の【世帯全員】の住民票の写しが必要。 ② 転居し、転居先の宿舎でも補助を継続した場合 ⇒①の書類2点に加え、転居先の宿舎の賃貸借契約書（法人名義で契約）が必要。 ③ 退職した場合 ⇒退職届等の写し（退職日がわかるもの）及び【補助対象期間終了後】の【世帯全員】の住民票の写しが必要。 ④ 異動になった場合 ⇒辞令等の写し（異動日のわかるもの）及び【補助対象期間終了後】の【世帯全員】の住民票の写しが必要。
36	補助金申請関係	転貸借契約の場合（転貸人（仲介業者等）が貸主と賃貸借契約をしている場合は）は補助対象となるか。	保育事業者が賃借料等を負担し（転貸人に支払い）、かつ、転貸による上乗せ額や仲介手数料等を切り離した賃借料等を確認できる場合、転貸前の原契約による賃借料等に限り補助対象となる。 なお、その際は以下の書類の提出が必要。 ① 転貸人（仲介業者等）と貸主との賃貸借契約書 ② 保育事業者と仲介業者等との転貸借契約書（委託契約書や委任状も可） ※原契約に転借人として保育事業者名が記載されている場合は提出不要。